

第7回 柏市農業委員会総会 議事録

1 令和4年2月8日(火)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 本庁舎5階 第5・6委員会室 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番 金 子 幸 司	2 番 酒 卷 寿 雄
3 番 遠 藤 秀 生	4 番 大 宮 茂 男
5 番 成 嶋 君 美	6 番 飯 野 文 夫
7 番 坂 卷 洋 行	8 番 石 井 マサ子
10 番 寺 島 和 彦	11 番 村 越 等
12 番 橋 本 英 介	13 番 谷 田 貝 和 代
14 番 平 川 徹	15 番 染 谷 茂
16 番 山 崎 明 久	

16名中15名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

17 番 友 野 博 之	18 番 小 川 克 己
19 番 栗 原 豊	20 番 染 谷 織 恵
21 番 大 塚 信 幸	22 番 豊 田 佐 智子
23 番 木 村 寿	24 番 関 根 勝 敏
25 番 濱 嶋 静	26 番 富 澤 英 三
28 番 飯 田 利 明	29 番 石 井 一 美
30 番 砂 川 晴 彦	31 番 坂 卷 儀 治

15名中14名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番 岡 田 英 夫 27 番 林 敏 夫

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩

副主幹 原 田 圭 介

副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）

議案第 5号 農用法第3条第2項第5号に係る別段の面積について

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

(4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第7回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はい

かがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

金子幸司委員，酒巻寿雄委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は，第 3 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，山崎委員長よろしくお願ひいたします。

山崎委員長 農地第 3 調査会は，去る 2 月 1 日，2 月 3 日，令和 3 年度第 1 1 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 1 0 件，第 5 条 5 件，農地法に基づく許可を要しない土地の証明願 1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的として，会長，事務局職員 2 名，私，山崎の計 4 名で実施しました。

次に，令和 3 年 1 0 月に開催された第 3 回総会の議案第 1 号から 2 号の 5 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有農地と一体で耕作するため、また、●●●在住の譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、箕輪の畑●筆計●●●●㎡で、●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

酒巻委員 酒巻です。譲渡人と譲受人は、親戚関係でしょうか。

山崎委員長 元をたどれば親戚らしいのですが、それほど親しい間柄ではないそうです。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番から5番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報

議長 そのほか、ございませんか。

酒巻委員 酒巻です。この●●●●●●の●●●というか、何名ぐらいいるんですか。

山崎委員長 今回の申請地には、●●●名、●●●●●名の予定です。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番から8番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 6番から8番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、新たに農地を借りて新規就農するため、一方、●●及び●●●在住の譲渡人●名は、譲受人の要望に応えるため、賃貸借権の設定による許可申請で、賃借期間は●●年間です。

申請地は、岩井の畑●筆●●●●㎡で、●●、●●●●、●●●●、●●●●などを家族●人で栽培するものです。

譲受人は、令和●年●月から令和●年●月まで●●県●●市や●●県●●市内の農家で農作業に従事するなど、新規就農の準備を進めているところです。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作する

ように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

事務局に補足説明を求めます。

事務局 お手元の調査会資料の別紙、新規就農者の農業経営計画帳票をご用意ください。

1 ページ、就農までの経歴書。

申請者は、●●歳の男性です。令和●年●月から令和●年●月までの間、●●県●●市及び●●県●●市の農家での農作業手伝いや営農技術の習得、令和●年●月まで●●県●●町の農業団体での農業研修などを行いながら、本格的に就農の準備をしています。

次に2ページ、営農計画書をご覧ください。

農機具等につきましては、次ページ、農業経営実施計画書に詳しく記載されておりますので、そちらで説明いたします。

次に、3ページ、農業経営実施計画書及び別紙説明として9ページをご覧ください。

目標とする営農類型が主に露地野菜、施設野菜で、●●、●●●●、●●●●などを、今回借入れ予定地の岩井の畑の約●反で行う計画です。

次に、4ページでは、機械、施設と労働力について説明しています。

トラクター、管理機、散布機、トラック、ビニールハウス、発電機は、共に耕作を行う予定の申請者の●の経営する会社から借受けをしています。労働力は本人とその●の計●名で、本人が年間●●●日、●は年間●●●日従事する計画となっております。

次に、5ページ及び6ページは作物ごとの栽培計画、7ページ及び別紙説明として9ページで年間収支計画のほうを記載しております。就農初年度は約●●●万円の売上げに対して約●●●万円の経費を計上しております。なお、販売先は道の駅しょうなん、その他直売所等を予定しています。

続きまして8ページ及び別紙説明書で9ページをご覧ください。

栽培方法は普通栽培，また，集約活動に参加するという制約書が別途提出されております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 6番から8番について何か質問はございませんか。

大宮委員 家族は●人ですか。

山崎委員長 家族は●人，●●と本人です。

大宮委員 ●●ですか。

山崎委員長 ●●です。

大宮委員 わかりました。

議長 そのほか。

飯野委員 飯野です。●●●●●●で●年間就農したと思いますが，●●●●●●を調べると，無農薬，自然栽培，有機栽培でやっているようです。こちらでもやってもらいたいですね。

山崎委員長 そうですね。

飯野委員 農薬は使いますか。

山崎委員長 農薬は使うと思います。

飯野委員 分かりました。作物がたくさん並んでいるけれども，農薬は事故があるので，気をつけてもらいたいですね。

山崎委員長 品目がたくさんあるのは，まだ選び切れていない，その場所に適したもの，売る先の要望とか，まだ完全に固まっていないの

で、作って、それから絞っていくと思います。

飯野委員 わかりました。これから作物を絞っていくということですね。

議長 そのほか、ございませんか。

橋本委員 住まいは●●で畑は岩井ですが、紹介ですか。

山崎委員長 ●●●●の仕事の関係で知り合った方の紹介だそうです。

橋本委員 では、中間管理機構などの紹介ではなくて。

山崎委員長 ではないです。

橋本委員 はい、わかりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6番から8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番から10番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 9番から10番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、耕作面積を拡大するため、また、●●及び●●●●在住の譲渡人は、譲受人の要望に應えるため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、箕輪の畑●●筆合計●●●●㎡で、●●●●、●●●●●●の作

付を行う計画です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番から10番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、9番から10番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から3番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1番から3番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場兼資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷新田の畑●●筆計●●●●. ●● m²です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●県●●市に本店を構える仮設資材の販売業を営む法人で、借地である現在の資材置場の維持コストを考慮し、既存施設からも近い申請地へ新たに車両置場兼資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、トラック●台、営業用車両●台、フォークリフト●台、ワゴン車●台の車両計●●台と、資材として鉄パイプと足場材を収容する予定で、敷地内は、出入口付近はアスファルト舗装とし、その他は砂利敷きとします。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は鉄製柵で囲い、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査をしたところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から3番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 成嶋です。現施設の借地部分はそのまま利用しますか、返

しますか。

山崎委員長 返します。地代が高いようなので、買って新しいところへ移ったほうが良いという判断で、今回の計画にしたそうです。

成嶋委員 では、借りていた場所は、今回の場所と同じくらいの面積を借りていたんですか。

山崎委員長 ●●●●坪くらいで、今回の場所が●●●●坪くらいです。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番から3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、船戸山高野の畑●筆●●●● m^2 です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在家族●人で住んでいますが、今後の家族構成の変化等を考慮し、実家に隣接する申請地に独立して専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、木造平屋建て、建築面積●●.●● m^2 、延床面積●●.●● m^2 で、砂利敷きの駐車スペース●台分と、接道部分にRC階段つ

き出入口を設けます。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透ますを、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由した後、道路側溝に放流します。周囲はコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は27ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑●●●筆計●●●㎡です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しましたが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1を超えないため、許可の例外と認めるものです。

譲受人は市内で建設業を営む法人で、事業拡大に伴い工事車両の

駐車スペースが手狭となったため、新たに隣接する申請地へ駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砂利敷きとし、隣接する既存部分は出入口を含め一体で利用します。

収容する車両として、工事用大型トラック●台及び軽トラック●台の合計●●台を予定しています。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、既存施設との境界を除いた周囲は、防犯等のために丸木トラロープを新たに設けます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

富澤委員 事務局に確認しますが、例外規定ということで、基準面積というのは、許可された面積も含めた2分の1ということですか。

事務局 そうです。もしも、今後許可申請が上がってきたときは、今回の許可地も含めます。

富澤委員 では、基準面積はどんどん増えるということですね。

事務局 そうです。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1番について調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は31ページからになります。
本件は、宅地へ地目変更登記を行うための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。
申請地は、布瀬の畑●筆計●●●㎡で、現況は宅地です。
申請者は、平成●●年●月、相続により所有権を取得しましたが、昭和●●年●月頃から宅地として使用していたとのことです。平成●●年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として使用されていると判断できます。
この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」その 1 からその 2 を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第 4 号その 1 につきましては、●●●●委員，●●委員，●●委員が農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(●●●●委員，●●委員，●●委員が退席)

議長 それでは、議案第 4 号その 1 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から25番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●●●●●に所在する農地所有適格法人で、大井の田●●筆、泉村新田の田●筆、鷲野谷の田●筆、鷲野谷新田の田●筆、戸張新田の田●筆、戸張の田●筆、大井新田の田●筆、面積●●●●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第26番から30番は、●●●●●●に所在する農地所有適格法人が、大井の田●筆、塚崎の田●筆、藤ヶ谷の田●筆、布瀬の田●筆、合計面積●●●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので設定期間は●年または●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

酒巻委員 酒巻です。新しい契約の場合は中間管理機構を通しているようですが、再契約の場合は中間管理機構は通せませんか。それとも、わざわざ通さなかったのですか。

議長 農政課、お願いします。

農政課 中間管理機構の案件につきましては、当初から利用権設定をしているものもございしますが、このたび計画のときに中間管理事業を活用しているものもございします。また、新たに中間管理事業を活用して、今回新規に権利設定をしているものもございします。

中間管理機構を使うことに関して、改めて契約ができないということではなく、今回、中間管理事業を活用して、また新たに中間管理事業を多く活用するというような契約形態がなかったものでございします。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほか、ございませんか。

村越委員 中間管理機構を利用すると、何か補助金が出るんですか。

農政課 令和3年度につきましては、経営転換協力金ということで地権者の方々、全ての農地を貸し出した場合等、補助金が出る場合がございます。令和4年度からにつきましては、新規集積協力事業ですね、地域の方々、ある程度の地域、一定の面積を決めていただいて、地域の中で話し合って、その中で集積事業を行っていただいた場合のみ、その地域集積協力金と経営転換協力金、地権者への協力金のほうが出るようになります。

議長 はい。

関根委員 今まで中間管理機構を通して借りていて、再契約のとき、使わなかった場合はありますか。

農政課 利用権を使っていて、中間管理に切り替えているものはございますが、中間管理から利用権に替えているものはございません。

議長 全ての農地を貸し出した場合は、という表現があったけれども。

農政課 そうですね。条件の1つとして、全ての農地を貸していただく方と、もう一つは、持っている田んぼ全てを中間管理機構に貸すパターン、もしくは持っている畑全てを中間管理機構に貸すパターンで、協力金が出るような形になります。

議長 田んぼを貸して、畑は残しても。

農政課 畑は残しても大丈夫です。

関根委員 では、全てというのは、田んぼと畑があったとして、田んぼだったら田んぼ全て、畑だったら、畑を全部貸したら、その対象になる。

農政課 そうです。

関根委員 合算ではないということだね。

農政課 合算も可能です。

関根委員 合算も可能だけれども、地目ごとでいいということなんです。

農政課 そうです。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
議案第4号その1を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●●委員， ●●委員， ●●委員の除斥を解除いたします。

(●●●●委員， ●●委員， ●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第31番は、●●に在住の農業者が新利根の田●筆、合計面積●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第32番は、●●に在住の農業者が名戸ヶ谷の田●筆、面積●●●●㎡に新規に賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第33番は、●●に所在する農地所有適格法人が泉村新田の田●筆、合計面積●●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第34番から35番は、●●に在住の農業者が千間橋の田●筆、布瀬の田●筆、布瀬新田の田●筆、合計面積●●●●●㎡に新規に賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第36番は、●●に在住の農業者が布瀬新田の田●筆、合計面積●●●●㎡に新規に賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第37番は、●●に在住の農業者が鷺野谷の田●筆、面積●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労様でした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農地法第3条第2項第5号に係る別段の面積について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を村越農政部長に求めます。村越農政部長、お願いします。

農政部長 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に係る別段の面積について」ご説明いたします。

資料1、別段の面積の設定について。

1 趣旨 新農地法第3条により農地を取得しようとする者の最小限の耕作面積ですが、千葉県を含む各都府県では原則50aと定めています。

しかしながら、農地法において、一定の条件下では市町村単位で独自の面積を定めることができるとされています。

2 目的 下限面積を50aから変更する目的ですが、地域の平均的な経営面積に合わせる、また、耕作放棄地が多い自治体については、下限面積を低く設定することにより、新規就農の参入要件を緩和し、遊休化している農地の解消を図ろうとするものです。

その指標ですが、集積の状況は市内農家の経営規模、また、耕作放棄地の多寡をもって、下限面積変更の必要性を判断することが農地法施行規則に定められております。

3 基準 第一の指標である市内農家の経営規模ですが、仮に下限面積を40aに設定したい場合、経営規模40a未満の農家が全体の40%以上なければ、つまり小規模経営農家が4割以上、集積の余地があると判断されなければ、下限面積を変更することはできません。

資料2をご覧ください。

5年ごとの調査である農林業センサスの最新値、2020年のデータによれば、50a未満の農家数は市内全体の農家数の17.6%に過ぎず、40%に達しておりません。

資料3をご覧ください。

こちらは毎年更新している農家基本台帳のデータですが、令和2年度に初めて50a未満の農家数が全体の40%を超える結果となり、直近の令和3年度の数値は全体の45.6%となりました。

なお、先にご覧いただいた農林業センサスは30a未満の農家を対象としていないため、後にご覧いただいた農家基本台帳と数字に差が生じております。

2015年には40%に達していなかった50a未満の農家数が、2020年には40%を超えていることから、農地法施行規則の基準に照らして、柏市では「集積の進んでいるとはいえない」傾向にあると言えます。

資料1に戻っていただいて、第二の指標である耕作放棄地の多寡ですが、柏市内の耕作放棄地が多いか少ないかの基準を、千葉県全体で耕作放棄地が占める割合と比較して判断いたします。

資料4をご覧ください。

まず上段、耕作放棄地に関する農林業センサス直近のデータによれば、柏市内の耕作放棄地は6,180aで、全体の3.37%。これに対して、千葉県の耕作放棄地比率は全体の6.66%と、柏市は県全体と比較して耕作放棄地が「少ない」と判断できます。

また、中段、毎年調査を行っている利用状況調査のデータですが、直近の値では、耕作放棄地の面積が6,071aとなり、センサスで見た6,180aよりも少ないことから、やはり県と比較して柏市の

耕作放棄地は「少ない」と判断できます。

資料1に戻っていただいて、他市における下限面積の動向ですが、東葛管内ほとんどの他市が下限面積を原則として50aに設定しています。

4 結論 以上により、法律で決められた下限面積を変更することができる基準、農家の経営規模については昨年初めて規定値を超える数値となりましたが、一方の耕作放棄地の多寡についてはなお規定値に達しておらず、また、近隣市の状況等を総合的に踏まえ、令和4年度においても柏市の下限面積、別段の面積は引き続き「50aが妥当」と判断するものです。

以上で説明を終わります。

議長 議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次回の予定を申し上げます。

3月3日木曜日，3月4日金曜日が調査会で，3日は午前9時から，4日は午後1時から，別館第5会議室でございます。

担当は，農地第4調査会です。

3月9日水曜日が総会で，午後2時から沼南庁舎5階大会議室でございます。

これをもちまして，第7回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時05分閉会)